

令和 2 年 第 9 回 定例会議

教育委員会会議録

令和2年11月26日

羽島郡二町教育委員会

令和2年第9回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年11月26日(木曜日)午後1時30分から午後2時31分まで

○場 所 岐南町役場 2階 会議室2-2

○会期の決定について

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 教育長の報告【資料1】 (別 冊)

○議 題

日程第3 議案第35号 羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例(案)について (資料 3頁)

○協議題

日程第4 (1) 令和2年度羽島郡子ども会大会について (資料12頁)

(2) 笠松町指定無形文化財「獅子門俳諧正式作法」の解除について (資料13頁)

(3) 次回(第10回)教育委員会定例会の開催について (資料16頁)

【日 時】12月 日() 時 分

【場 所】岐南町役場 会議室2-2

(4) その他

○出席者

教育長	野 原 弘 康	
教育委員	杉 江 正 博	
教育委員	岩 井 弘 榮	《欠席》
教育委員	久 納 万 里 子	
教育委員	西 雅 代	

○説明のために出席した者

総務課長	林 武 幸
学校教育課長	古 田 隆 洋
社会教育課長	野 田 新 司

1 本日の書記

総務課長(管理監)	林 武 幸
-----------	-------

【午後1時30分 開会】

△会期の決定について

◎教育長 それでは、只今から令和2年第9回羽島郡二町教育委員会定例会を始めます。

 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

 【異議なし】

◎教育長 異議なしと認め、会期は1日限りに決定しました。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 次に日程第1 前回の会議録の承認について、総務課長から報告します。

◎総務課長 前回の会議録の承認について報告します。資料2頁をご覧ください。

 令和2年第8回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和2年10月26日(月)午前10時00分から岐南町役場 会議室2-2で開催されました。

 その会議の概要を報告します。議題として、議案第33号 令和元年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算についてを議題として、総務課長から、決算書と資料2の決算認定資料をもとに説明があり、原案を承認いただきました。

 次に、議案第34号 羽島郡町立小・中学校事務共同実施協議会委員の委嘱についてを議題として、総務課長から、説明があり、原案を承認いただきました。

 次に、協議題として、(1) 令和3年度新規事業提案について、学校教育課長から、『両町いじめ問題対策連絡業議会設置事業』について、「いじめ防止の基本方針の改定の中で、いじめの重大事態への速やかな調査実施に備えるための組織として、いじめ問題対策委員会といじめ防止等の対策の充実を図るための組織である問題対策連絡協議会を教育委員会に設置するとともに、再調査委員会を町長部局に置く。」との説明を行い、また、『不登校児童生徒未然防止事業』について、「初期の段階から児童生徒及び保護者からの相談を受けたり、福祉や保健等の関係機関とをつないだりするコーディネートとしての役割を果たすべく、不登校相談専門員1名を配置する。」との事業内容の説明を行いました。

 (2) 令和2年度前期ボランティア表彰について、社会教育課長から、「昨年前期は480名でしたが、コロナ禍の中、510名で少し増えています。」との説明を行いました。

 (3) 羽島郡健康ウォーク(11/21)中止について、社会教育課長から、「どうしたらやれるかを考えてきましたが、郡スポーツ推進委員から、参加者の健康も心配だが、自分達役員の健康もあるということで、残念ながら今年度については、中止となりました。」との説明を行いました。

 (4) 第62回羽島郡駅伝競走大会(12/13)中止について、社会教育課長から、「こちらもしゃらできるかということで、進めていましたが、体育協会の方から選手、役員の健康面のこと、羽島郡駅伝大会は、郡内だけでなく幅広く来てもらうのが、これまでの郡駅伝であったので、それだったら、やらない方がいいというような、意見をいただき、今年度は中止となりました。」との説明を行いました。

 (5) 第72回羽島郡PTAセッション2020について、社会教育課長から、

「オープニングで岐南中学校吹奏楽部の子に屋外の駐車場で演奏をしてもらう屋外での発表、PTAの提案発表は、東小学校と松枝小学校の2校。教育長さんの講話会の実施」との大会内容の説明を行いました。

(6) 教育委員県外視察の実施について、総務課長から、「例年11月に実施している教育委員県外視察の実施について、コロナ禍の状況を踏まえ、その実施の可否について、意見を伺いたい」との説明に対して、「子ども達の修学旅行までもああいう形でやっている中で、難しいのではないか。今年度は見送りということではないのではないか。」との意見をいただき、「今年度は中止という方向」で判断することとなりました。

(7) 第49回羽島郡二町教育委員会表彰式の開催について及び(8)次回(第9回)教育委員会定例会の開催について、総務課長から、「次回(第9回)教育委員会定例会並びに羽島郡二町教育委員会表彰式は、例年11月に実施しており、午後一番で定例会、午後3時から表彰式に移るスケジュールで検討しており、11月26日(木)13時30分から定例会、15時から表彰式で案内します。」との説明を行いました。

以上が、令和2年第8回教育委員会定例会議の報告です。

◎教育長 以上の報告について何か質疑等ございますか。

【前回の会議録については承認】

◎教育長 では、前回の会議録については承認されました。

△日程第2 教育長の報告

◎教育長 続いて日程第2 教育長の報告をします。別綴じの資料1に基づき、報告します。

最初に、1. 新型コロナウイルスにかかわっては、(1)罹患者発生に関する学校・教育委員会の対応については、口頭報告します。(会議録については割愛)

今後、乾燥してくるので、乾燥を防いで、感染者を出さない努力が大事になってきます。

新型コロナウイルスが蔓延してきてから、修学旅行、運動会そうしたものに対して、工夫すべきところは工夫していく必要があると思う。新聞や学校の工夫点を見て、共通して言えることは、方向性は学校が決めるべきだが、子ども達がどうそれに向かっていけるか、子ども達の参画していける場を取り入れていくのが、一つの様式なのかと改めて感じたと、同時に、学校とPTA、地域の方々とどう連携し、協力を得て、活動が進めていけるかが、大事になってきます。あとは、ICTをどう有効活用していくかということです。

コロナの感染防止を基盤とした教育活動からそんなことを考えていかなければいけないと思っています。

2. 児童生徒については、実態だけ載せました。ここで言いたかったことは、笠松中学校では事故が無かったということです。岐南中学校で事故があり、残念でしたが、笠松中学校では、この1カ月は事故が無かったということで、今後も指導を続けていかなければいけないと思った。

3つ目は、3校で10月から11月にかけて公表会が行われました。委員さん

には、学校を訪問いただき、ありがとうございました。

笠松小学校、笠松中学校、東小学校それぞれ、一つずつ思い浮かぶ場面があり、笠松小学校では、先生が資料を範読している時に、読み方も上手だったと思いますが、涙ぐんで自分のことのように受け止めている子どもの姿があり、笠松中学校では、体育の授業で作戦盤を使って、生き生きと探求する主体的・対話的な学びがある姿を示してくれました。また、笠松中学校でいうと、カリキュラム・マネジメントの一端にもなるSDGsの17の中からテーマを絞って、地域参画から社会貢献へと、総合的な学びを取り入れていくことは、大きなチャレンジだと思いました。

東小学校は、高学年の姿が、すごくいい。低学年が悪いということではなく、全体というところで示しましたが、児童生徒の姿は、教育実習校に匹敵する授業が中にあったと思います。もう一つは、教職員が公表会を行うということが一つの節になって、目標に向かっていく場になっているのかと思いますが、負担になりすぎると駄目ですが、いきがいではないですが、目標になるということは、大きな意味があると思いました。

主体的・対話的で深い学びを理想とするのですが、先生方によって若干差があり、具体的な子どもの姿、どういう表情で、どういう内容でというあたりが、もう少し、共通でイメージできるといいと感じました。

東井義雄さんという教育者の方がみえます。この方が、「授業は、授業からはじまっては授業にならない」とおっしゃってみえて、何が言いたいか、今回の発表を兼ね合わせてみた時に、例えば、東小学校の6年生の子たちの落ち着きだとか、授業に向かう姿勢だとか、どうしてあの姿になっているかをみたときに、一つには、自分達の目的意識がはっきりしているということを思いました。掲示物を観た時も運動会の時の姿であるとか、他学年からのメッセージをいただいている。学級の中でもお互いを認めるメッセージが掲示してある。授業でいうと、お互いの見方や考え方を広めたり深めたりするペア交流の場があったり、具体物を操作しながら、言葉で説明する方法が定着していることであるとか、授業の終わりに必ず、一生懸命やっていることを褒め、子どもは褒められて嬉しいという子を褒める。日頃の営みが子どもの姿として現れていると思いました。

(2) 学習集団作りにも関係あるが、子ども達のつながりを大事にしていかなければいけない。コロナ禍で教師対児童生徒の構図が強くなっていることを心配している。このごろ、学級づくりという言葉が聞かなくなっている。学びという言葉は出てきているが、学習集団づくりはどうだろうか、そのあたりを大事にしていく必要がある。原点を見つめていかなければいけないと思っています。

映像を見ていたら、オランダのイエナ・プランというのが、目に飛び込んできて、イエナ・プランというのは、自分でカリキュラムを作ってやっていくということですが、その部分ではなくて、一人一人をきちっと認めていくそういった時間があることを知って、日本でもできないことはなくて、例えば、朝の会や帰りの会でも、黒板に向かっているというか、司会者に向かっているというか、毎日、

お互いの顔を見合って、それぞれが、自分のことを語ったり、一人ひとりのことを理解していくそういう時間も必要ではないか、そういったつながりが必要ではないか、改めて授業を通じながら感じた次第です。

羽島郡二町では、各学校において、三者懇談で子どもが保護者の前で成長したことの発表を行っています。先生方に意識して欲しいことは、形成的評価を是非みてやって欲しい。絶対評価でも相対評価でも駄目で、自分で目標を決めたのだから、どういう努力をして、どういう成果が得られたかを認めて、そうしたものが自信につながってくると思っています。

4. タブレット端末導入と活用についてということで、いよいよ進めていけるようになります。岐南町も11月末までにネットワーク環境が整備されるということなので、進めていきますが、学校によって差はありますが、タブレット端末を使って、チームスをやったり、プログラミングをやったりだとか、岐南中学校では、イカの解剖をやりました。映像を撮って、どういうふうにイカの解剖を進めていって、臓器であるとか、映像で確かめながら、子ども達が自分の言葉で、交流しながらまとめていって、いい授業ができたという話を聞いています。

いろいろなアイデアがこれから生まれてくると思っています。是非、先生方のアイデアをこちらの方も掴んで、環境整備に活かしていきたいと思っています。

以上で報告を終わります。何かご意見、ご感想がありましたらお願いします。

◎杉江委員 今回、東小しかみていませんが、高学年の子が廊下を歩いていて、中を覗いた時に、顔が合うとそれだけで、会釈をしてくれて、声を掛けてくれる。どうしたら、こんな感じになるのかという思いをしました、普通だと、誰があそこを歩いていくのかという感じになるが、そうではなく、自然と対応してくれて嬉しい思いをしました。

授業の内容は、二方とも、同じ授業で、同じテーマで算数をやっていたが、一部屋に椅子とベットが置いてあって、本棚を置くのにも、どれがうまくはまるかという授業をやっていた。2クラスとも残念ながら、寝ている子がいた。あの授業に興味を持てないためなのか、ちょっとよくわからないが、説明にうまく子ども達がついてこれなかったのかどうなのか、ほかのクラスでは、うまくいっていた。同じ授業の形態だが、若干心配なところがあった。それ以外は落ち着いて、静かに集中してできるのは、低学年を含めて、よくやっていると思いました。

◎教育長 2年生が気になりました。子どものことが理解できていないので、どうなのかわからないのですが、実際に寝ていた子がいたので・・・。

◎久納委員 笠松小学校と笠松中学校をみせてもらいましたが、笠松小学校の子は、50年前に道德教育が始まった時、私が小学生でしたので、当時とどう変わったのか、根本的なことは何一つ変わってなく、つながるものがあって、それが深まっているというか、より具体的になって、前は理念だけだったが、こういう場面ではどうしたらいいか、1年生の授業では、こういう場面を想定していて、3年生の授業ではこういう場面を想定して、わかっていたので、より深まっていると感じて、感動しました。

笠松中学校のほうは、一昔前は荒れていたと聞いていましたが、落ち着いてはきていたが、静かだが、無気力というか、たまに寝ていたり、観ている前を消しゴムが飛び交うことがあったが、この間は、みんなが参加しているというか、意欲的にただ静かなだけでなく、先生の話聞いて、それに対して反応していることが素晴らしいと思っていました。

◎教育長 笠松小学校の道徳は、総合単元プログラムが独自のもので、広がっていくと思います。

◎西委員 娘が先日、二人で買い物に行っていて、「ついすれ違う人に会釈をしてしまう。」と言っていて、杉江委員さんが言っておられることとつながって、東小ですが、普通に聞き流していたが、それが当たり前ではないと思って、どうしてそうしているか、そうなったのかを聞いていなかったの、聞いてみようと思って、どういうふうにして、東小はそういうことができているのかと思いました。

◎教育長 この間、訪問した時に、体育館に行く時に、私達が邪魔になっていた時に、「ちょっとすいません。通してください。」と子どもが言うんです。そういう言葉が使えることがすごいし、入った時に杉江委員さんが言われた通り、目が優しいです。誰だという目で見られるのかと思っていたが、そうではなく、先生と子ども達、そして、子ども達同士の関係が、じわりと文化を作っている。今年でいうと、「自分から」と「最後まで」をテーマにやっていると聞いていますが、その道筋のビジョンを持ちながら、6年生の掲示にしても、卒業式を見越して、三者懇談、きずな集会、公表会それぞれで自分が頑張りたいことだとか、頑張りたい中に仲間とのつながりであるとか、目標を自分でこうしたいという願いを大事にされた教育を進めてきたことが、子どもの姿になっていると思っています。

◎杉江委員 コロナ関係で来年度、収束するかわからないし、しないかもしれない。学校行事は、もう考えていけないといけないし、修学旅行もどこかに行くのなら、2年前から押さえていけない格好を、できずじまいの学校もあるし、6年生になってからで押さえられているかわからないが、無理じゃないか、予定が立たない。今年、ドタバタしながらやったが、子どもの参画と言われたが、子どもと先生が一緒になって、自分達の記憶に残るような行事にできるよう、もう考えていけないとまたドタバタしてしまいます。行事は難しいとは思いますが、来年度も同じ格好で行く可能性もあることを頭においてやっていけないといけない。

◎久納委員 笠松小学校の校長が、「ともすると大人は、コロナの時代で、何もできなくてかわいそうと思ってしまうけど、子ども達は、そうではなくて、どういうふうに参画して、知恵を絞って、この時代に合った行事ができるか、一生懸命考えているので、かわいそうと思うのではなく、こういう時期だからこそ、考える力とか、子どもの創意工夫を育てて、より充実感や達成感を味合わせてあげられるよう、プラスになるようなことを考えていきたい。」と言われていて、その通りだと思った。

◎西委員 子どもが毎日、「今日は何人の感染者が出ました。」というニュースを見てみると気持ちが悪くなってくると言う。自分は気を付けて欲しいので、つい何人出

たと言ってしまうのですが、大人は受け止められるが、子どもは、不安に変わってしまう。そこをどうすればいいかと思って、不安を解消するには、現実的に起きている事柄なので、気を付けないといけないが、そこをどうしていったらいいのか。自分もそうだが、学校もそうだと思う。

◎教育長 科学に基づいて、守るべきことはきちっと守り、その中で、夢や楽しみを持って、大事にしていくことが、必要なかと思う。よろしかったでしょうか。続いて議題の方に移らせていただきます。

(議題)

△日程第3 議案第35号 羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例(案)について

◎教育長 それでは、議題に入ります。議案第35号 羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例(案)についてお願いします。

◎学校教育課長 それでは、3頁をご覧ください。議案第35号 岐南町・笠松町いじめ防止対策に関する条例(案)について説明します。

本日は、条例案ですので、順次説明します。第1条は、条例の趣旨となっています。「この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、児童等に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、町、羽島郡二町教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本的な事項を定めるものとする。」続いて、第2条は、用語の定義です。

一つ目がいじめ、二つ目がいじめの防止等、三つ目が学校、四つ目が児童等、五つ目が保護者、六つ目が関係機関等となっています。いずれもいじめ防止対策推進法や学校の設置に関する条例等から、条例等に基づいた規定となっています。続いて、第3条は、基本理念について記されています。「いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

3 いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」この3つに関しては、国の基本方針に掲げてある基本理念を元に作りました。

続いて、第4条は、いじめの禁止についてです。「児童等は、いじめを行ってはならない。」これもいじめ対策推進法に規定されているものです。

第5条は、町及び教育委員会の責務についてです。「町及び教育委員会は、第3条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止及び解決を図るために必

要な施策を講じなければならない。」

第6条は、学校及び学校の教職員の責務についてです。「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者及び関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。」

第7条は、保護者の責務についてです。「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、町、教育委員会及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。」この部分についても、いじめ防止対策推進法第9条に記されているものを載せました。

第8条は、いじめ問題対策連絡協議会についてです。「法第14条第1項の規定により、関係機関等の連携を図るため、岐南町いじめ問題対策連絡協議会・笠松町いじめ問題対策連絡協議会を置く。

2 連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。」

続いて、第9条は、いじめ問題対策委員会についての規定です。法第14条第3項の規定により、連絡協議会と連携し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として岐南町いじめ問題対策委員会・笠松町いじめ問題対策委員会を置く。

2 対策委員会は、児童等に重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。）が発生したときは、教育委員会の諮問に応じて、同項に規定する調査を行う。

3 対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

続いて、第10条は、いじめ問題再調査委員会についてです。「法第30条第2項に規定する調査を実施するため、町長の附属機関として岐南町いじめ問題再調査委員会・笠松町いじめ問題再調査委員会を置く。

2 再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。」

第11条は、委任についてですが、「この条例の施行に関し必要な事項は、町長又は教育委員会が定める。」

附則ですが、施行期日は、「この規則は、令和3年4月1日から施行する。」

岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、会議の委員に支払う日額です。いじめ問題対策委員会委員は日額7,000円、いじめ問題再調査委員会委員も日額7,000円と、笠松町も同様に規定しています。

条例に関して組織が3つ出てきましたので、補足説明します。11頁をご覧ください。前回組織が分かりづらいということでしたので、まとめました。①が

条例第8条に規定しましたいじめ問題対策連絡協議会、②が条例第9条のいじめ問題対策委員会、③が条例第10条のいじめ問題再調査委員会となっています。それぞれ設置の目的、構成員が記されていますが、①の組織の目的は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るためであり、その構成員は、学校・PTA代表・県教育委員会・子ども相談センター・警察・町福祉部局・青少年育成町民会議・民生委員協議会等の方々を想定し、8名から10名の方を考えています。

②のいじめ問題対策委員会については、設置目的は、いじめ防止基本方針の審議、検証やいじめ問題の有効な対策の検討のため、そして、条例にも載せました重大事態の調査を行う組織として教育委員会が行うために設置するものです。構成員は、弁護士・医師・心理の専門家・福祉の専門家・学識経験者の5名を想定しています。

③いじめ問題再調査委員会ですが、これは、②の調査で、その結果を元に再調査が必要であると町長が判断した場合に、立ち上がる組織です。構成員は、弁護士・医師・心理の専門家・福祉の専門家・学識経験者の5名を想定しています。

下の段には、そのイメージとして、平時は、①いじめ問題連絡協議会は、二町教育委員会、そして、②いじめ問題対策委員会は、二町教育委員会にあり、重大事態が発生した場合に、まずは②のいじめ問題対策委員会が調査を行う。それで、再調査が必要となれば、各町に設置された、いじめ問題再調査委員会が再調査を行う形で、組織づくりを考えています。

6頁からは、その組織の規定を示したものが、①いじめ問題対策連絡協議会と②いじめ問題対策委員会の施行規則として、組織の中身について、会議の進め方について、任期について、記されています内容です。同じように9頁は、町長部局に設置しますいじめ問題再調査委員会の規則です。ここも、委員の構成員、会議の中身、任期等が記されています。特に再調査委員会と対策委員会は、必要であれば、臨時委員を置くことができるという規定も載せました。再調査委員会では、第4条に臨時委員の規定があります。どういった場合が考えられるかという大変大きな重大事態が起きた場合、5名だけでは、調査が進めにくいという場合に、さらに、弁護士を追加することを想定しています。

◎教育長 条例・施行規則・組織等何かご質問があれば、お願いします。

◎杉江委員 再調査の場合は、それぞれの町で委員会を設ける。それ以前については、二町でという格好になっているが、一部委員は、対策委員会の人が構成員として重なるとはありますか？

◎学校教育課長 教育委員会が行った調査に対して、被害者が納得できないということになるので、そうした場合に同じ委員を置くということはないと思います。全く違った構成員で調査することになると思います。

◎教育長 岐阜市のことをイメージしながら、具体的には、岐阜市は②で終わっています。

◎久納委員 わかりやすくなりました。

◎総務課長 条例ですので、各町の条例制定を3月議会にお願いする予定です。参考資料の1は、教育委員会の規則になるので、3月の定例会で承認いただき公布していきたい。参考資料の2は、町長部局ですので、行政側で規則制定の手続きをすすめてもらうこととなります。

◎教育長 よろしかったでしょうか。続きまして、協議題に入ります。
(協議題)

△日程第4 (1) 令和2年度羽島郡子ども会大会について

(2) 笠松町指定無形文化財「獅子門俳諧正式作法」の解除について

◎教育長 続いて、日程第4 (1) 令和2年度羽島郡子ども会大会についてと(2) 笠松町指定無形文化財「獅子門俳諧正式作法」の解除について続けてお願いします。

◎社会教育課長 前回、郡のPTAセッションを行うとして、準備を進めていましたが、岐南町でクラスターがあったことなどがあり、急遽、中止しました。準備も整っており、残念ですが、生命と健康が第一ということで、中止という決断をしました。

12頁の郡子ども会大会について、例年ですと、子ども達を2つに分けて、前半がものづくり、後半がドッチボールということでやっていましたが、今年度こういう事態だったので、担当者の方から、ドッチボールとものづくりはやらないということで、サイエンスショーをみんなで間隔をとりながら、やっていくということで、進めていましたが、こちら、11月5日郡子ども会育成協議会代表者会のほうで、そこに理由は2つありますが、この2つの理由で、やらないということになりました。形を変えてやろうとしたが、こちら中止となりました。

次に、13頁の笠松町の重要無形文化財のほうで、「獅子門俳諧正式作法」があるのですが、こちらのほうの保持者、高橋普一さんが亡くなったということで、取り下げて欲しいという要望が、息子さんの高橋伸治さんからありました。実は、普一さんが亡くなったのは、平成23年3月4日なので、本来であれば、もう少し早く、解除しなければいけないのですが、おそらく、松尾芭蕉の流れを組む、獅子門というものがあり、門下生が何人かみえて、例えば、笠松町文化財保護審議会委員の大野鶴士先生その系統でみえます。おそらくは、息子さんと大野先生が相談されながら、迷われてみえて、亡くなられてから誰か後を継がれるのか考えておられたが、後を継いでいけないとの結論に至って、今年度当初に大野先生から笠松の仲井主事に解除していきたいという話があったそうで、そんなところで、死亡の年月日と解除の間のタイムラグが生れたのではないかと考えています。

こちらのほうも、県や国に書類を提出して、解除が認められましたので、事後報告になりますが、お伝えします。

◎教育長 子ども会の件と文化財の件については、よろしかったでしょうか？

(3) 次回の教育委員会定例会の開催について

◎教育長 では、(3) 次回の教育委員会定例会の開催についてお願いします。

◎総務課長 次回の教育委員会定例会の開催について、最終面に12月の予定表をつけています。過去の例ですと、12月後半にお願いしておりますので、12月は議会もあり、今のところ23日から25日については、特段予定が入っていないので、

この3日間でお願いしたい。岩井委員さんは、表彰式には参加される予定ですので、23日から25日午後で、ご都合を伺い決定していきます。

◎社会教育課長 岐南町の社会教育委員の会を23日で調整していると思うので、それを尋ねてからということで・・・。

◎総務課長 確認します。23日午前に予定が入るということで、23日と25日の午前を外す形で調整します。

◎教育長 (4) その他については、よろしいですか？

◎総務課長 先月の定例会で、歓迎会もやっていないのでという話があり、会場も当たってはいましたが、コロナ感染者数が県内で30人となっている状況の中で、組織で、飲食を伴う会を実施するのは、はばかれる部分があるので、時期を繰り下げて計画をしていきたいので、年内の予定は、延期したいのでご了解をお願いします。

◎教育長 これをもちまして、令和2年（第9回）教育委員定例会を閉会いたします。

【午後2時31分 閉会】